

受益者負担金制度について

1. はじめに

受益者負担金制度は、国や地方公共団体の行う特定の事業によって著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担させるものである。

公共下水道では、次の理由から建設財源の一部に充てるため、受益者負担金を徴収できるとされている。

- ①下水道が整備されることによって利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ②下水道が整備されることによってその地域の環境が改善され、未整備地区に比べて利便性や快適性が著しく向上し、土地の資産価値が増大すること。
- ③早期に受益する者に相応の負担を求めることは、負担の公平という観点から適当であること。しかも利用者は一面で水質汚濁の原因者として相応の社会的費用を負担すべきであること。

下水道施設は、道路や公園のようにいつでも誰でも利用できる一般の公共施設と異なり、整備された区域の人々しか利用することができない。

下水道が整備され、下水管に各家庭の排水設備を接続することによって、生活環境は未整備区域に比べて利便性、快適性が向上し、土地の資産価値も増大する。

そこで、下水道整備により直接利益を受ける住民（受益者）に下水道建設費の一部を負担してもらい、事業をできるだけ早く円滑に推進しようというものである。

受益者負担金は、下水道事業の特定財源として重要であるばかりでなく、下水道に対しての住民の理解や意識の高揚にも直結する。また、市町村は、計画的な事業の実施を住民に約束することにもなり、下水道事業の推進に大きな役割を果たしている。

メモ

受益者負担金事例集について（別紙 ページ1・2）

- ・（社）下水道協会 18年12月事例集より（全国実施市町村1735団体より抜粋）
- ・ 調査時期 平成17年4月1日現在
- ・ 選択理由

県内の近接市町村	5
県内の最近供用開始町	1
大阪府泉南地域他	9
処理区計画人口60,000人の市	4
計	19団体
- ・ 回答数は複数回答や未記入の団体がありますので、数値は合致しません

2. Aの項目 受益者負担金算定方式

算定方式には、土地の資産価値の増加に着眼して、土地の面積に単位当たりの負担金額を乗じた額を賦課する地積割方式や住戸や世帯を単位として均一に賦課する単一定額方式等、多様な方式が工夫され、またそれらの組み合わせが行われている。

①地積割方式

土地の面積に単位当たりの負担金額を乗じた額を賦課する方式

例) 土地の面積×単位負担金=受益者負担金

$$100 \text{ m}^2 \times 900 \text{ 円/m}^2 = 90,000 \text{ 円}$$

②定額方式

ア) 単一定額方式

世帯人員、建物面積、営業種別等に関係なく、住戸、世帯等により一律に定額を賦課する方式で、旧貴志川町などはこの方法です。

例) 1戸(棟)あたり 150,000円 1世帯あたり 150,000円 公共污水ます1基あたり
150,000円 1受益者あたり 150,000円

イ) 区分定額方式

世帯人員、建物面積、営業種別、営業規模等により、これを段階的に区分し、その区分ごとに定めた定額を賦課する方式で、橋本市はこの方式です。

例) 給水メーター口径 13mm=100,000円 20mm=150,000円 25mm=200,000円・・・

例) 営業種別 一般家屋=90,000円 飲食店=130,000円 美容院等=100,000円・・・

例) 排水人数 10人未満=60,000円 10人以上20人未満=200,000円・・・

③比例方式

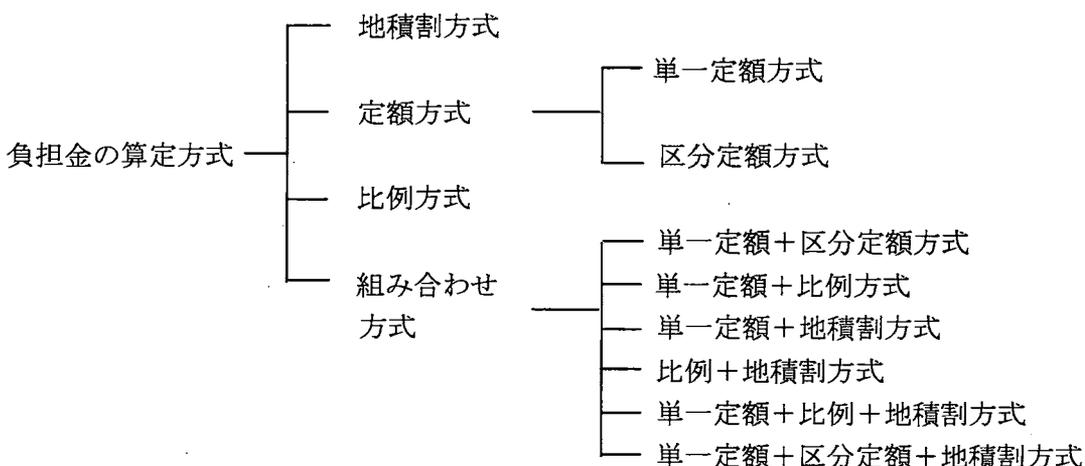
世帯人員、建物面積、使用水量等により、単位(人、 m^2 、 m^3 等)当たりの額を設定し、その規模に比例して負担金を賦課する方式

例) 世帯数 世帯員1人あたり 44,000円

例) 建築物の延べ面積 1,000 m^2 までを1単位 250,000円とし、1,000 m^2 を超える毎に
1単位を追加し、これに 250,000円を加えた額

④組み合わせ方式

一つの方式のみで賦課することが、その地域の実情によっては不適切と考えられる場合にとられる方式で、地籍割方式や上記の方式を組み合わせ、複合化して賦課する方式



例) 単一定額+地積割方式

個人 基本額 130,000 円+地積割額 300 円/m² 限度額 260,000 円

法人 基本額 300,000 円+地積割額 300 円/m² 限度額 1,500,000 円

例) 地積割+単一定額+比例方式

地積割 100 円/m²(上限 330 m²)+均等割 83,000 円+11,000 円/1 人(上限 10 人)

※アンケート調査結果

・団体数及び構成比

地積割	890 団体	61.5%
単一定額	264 団体	18.2%
地積割+単一定額	132 団体	9.1%
区分定額	48 団体	3.3%
地積割+区分定額	18 団体	1.2%
その他	98 団体	6.7%

(有効回答 1,450 団体)

・行政人口別にみると、

1 万人以上 5 万人未満の団体では、

地積割が 416 団体(62%)、 単一定額が 101 団体(15%)、
地積割+単一定額が 76 団体(11.3%)、 区分定額が 27 団体(4%)、
地積割+区分定額が 12 団体(1.7%)、 その他 39 団体(6%)
(有効回答 671 団体)

5 万人以上 10 万人未満の団体では、

地積割が 176 団体(81.9%)、 単一定額が 3 団体(1.4%)、
地積割+単一定額が 17 団体(7.9%)、 区分定額が 2 団体(0.9%)
地積割+区分定額が 4 団体(1.9%)、 その他 13 団体(6%)
(有効回答 215 団体)

・和歌山県下の市町村では、

地積割	和歌山市・みなべ町
単一定額	旧貴志川町・九度山町・高野町・広川町・美浜町・串本町
区分定額	橋本市、高野口、かつらぎ町
組み合わせ	旧龍神村

負担金は、土地の所有面積単価でとるものが普通であったが、近年は地方部や非市街地でも整備が進められており、これらの地域では従来からの地積割方式では土地の利用状況に適合しないことがあるため、地積割方式以外の方式を採用する市町村が増加している。

メモ

3. B項目 負担区の設定数

単位負担金額を算出するに際して市域を複数の負担区分して、別々の単位負担金額を設定する方法と、全市域を1つの負担区として均一の単位負担金額を設定する方法がある。

複数の負担区を設定した場合には、

- ・負担区ごとに単価に差が生じ、受益者に不公平感が生じる。
- ・負担区の整備が長年に及ぶため、負担金対象事業費に見合った単価になりにくい。
- ・一定の整備年数に応じた負担区に区分することが困難である等問題が生じる。

メモ

4. C項目 受益者負担金・分担金の徴収根拠

受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき徴収する。

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受けるものに負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

○都市計画法第75条

都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その受ける利益の限度において当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法等については、市町村が条例で定め賦課する。

(都市計画事業として行われない場合は、地方自治法第224条が根拠)

下水道財政研究委員会提言(第1次から第5次)

受益者負担金の徴収は、積極的に行うべきであり、その制度の運営に当っては、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ、負担金の総額及び単価、負担すべき者、徴収時期等を明確にした上で公平、妥当な負担を求めるべきである。

なお、負担金の総額の決定にあたっては、たとえば建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることなどが適当であるとされています。

※下水道財政研究委員会

委員会は、建設省(現国土交通省)、自治省(現総務省)、地方公共団体、学界等の代表で構成され、下水道行財政のあり方に関して提言を行ってきている。

委員会は、政府の諮問機関でないが、その提言はそのときどきのわが国の下水道行財政に多大な影響を与えてきている。昭和36年、41年、48年、54年、60年と5次にわたって提言を行っている。

メモ

5. D項目 地積割以外の方式の採用理由

採用理由	団体数	構成比%
宅地面積に差があり地積割では金額の大小に不公平が生じるため	223	42.6
農業集落排水事業等の負担金算定方式を考慮したため	170	32.5
住民の理解が得られやすいため	154	29.4
汚水ますは基本的に一戸あたり一基のため	150	28.7
宅地面積が広く地積割方式では負担額が大きくなるため	142	27.2
近隣市町村を参考にしたため	134	25.6
汚水処理事業のみの実施であり各家庭の受益は等しいため	128	24.5
負担金の算定が簡便で事務経費を節減できるため	67	12.8
資産価値として土地の上昇が考えにくいいため	63	12.0
農地が多く建物を対象としたため	58	11.1
全戸加入を目的としたため	55	10.5
住民の負担軽減のため	54	10.3
人口密度が低いため	23	4.4
旅館業等の施設が多いため	16	3.1
全国の事例によったため	12	2.3
宅地と家との区分があいまいで負担金の算定が難しいため	9	1.7
市街地的利用が見込めないため	9	1.7
その他	25	4.8
回答した団体数 (複数回答)	523	

メモ

6. E項目 負担金算定対象額の算定方法

受益者負担金でまかなう事業費は、市町村によって異なっている。

- ①総事業費の一定比率を受益者負担金でまかなう。
- ②単年度費から毎年度算定する方法
- ③末端管渠整備費相当額を受益者負担金でまかなう。
- ④末端管渠整備費の一定比率を受益者負担金でまかなう。
- ⑤その他。

下水道財政研究委員会の提言（第4、5次提言）では、「受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、例えば末端管渠の整備費相当額を目途とすることが適当である」としている。

メモ

7. F項目 受益者区分

受益者とは、公共下水道の排水区域内の土地所有者である。

ただし、地上権、質権、使用貸借権、賃借権の目的になっている土地については、それぞれの地上権者、質権者、使用借主、賃借人であり、一時使用のために設定されたものを除く。

権利者を受益者の範囲に含める場合

- ・借地権の存続期間が、長期保証されていること。
- ・所有者は正当な理由がない限り、契約更新の拒絶ができない。
- ・借地人は所有者が契約更新をしないときは、所有者に対し建物等の買取請求権を有すること。
- ・借地権が存するために転売によって上昇価値の経済的利益を享受することが実際上制約されること。

等の場合もあり、このような場合は土地所有者よりむしろ借地人のほうが、事情に即すると考えられるからである。

以上のことから、以下の区分になる

- 1、 土地所有者
- 2、 家屋所有者等
- 3、 1～2間の協議
- 4、 その他

参考 ※地上権

民法265条 他人の土地で建物、橋、電柱等の工作物又は、竹林を所有するためその土地を使用する権利

※質権

民法342条 債権の担保として債務者又は、第三者から受け取った物を占有し、他の債権者より先に、この物から自分の債権について支払を受ける権利

※使用貸借権

民法593条 貸主が借主に無償で物の使用収益をさせる契約に基づく権利

※賃貸借

民法601条 貸主が借主に賃料を払ってある物を使用収益させる契約に基づく権利

メモ

8. G項目 徴収時期及び徴収方法

徴収時期としては、下水道の供用開始年度又はその数年前が適当とされている。

徴収方法としては、「建設省都市局長通達」で「受益者負担金の徴収は、3年ないし5年に分割しておこなうことが適当であること」とされており、受益者負担金条例の多くが、1年以上の徴収期間を設け分割徴収することを規定している。これは、受益者の負担を軽減し、支払の便宜を図り、もって徴収の確実な履行を意図して規定されたものである。

しかし、分割徴収年限が長期に及ぶと、納入義務者が死亡する、居所不明となる、賦課対象となる土地等を他へ売却する等、さまざまな理由により徴収が困難となるというような問題が出てくる。分割徴収自体は、受益者の負担を軽減し、支払の便宜を図るために必要な措置と考えられるが、分割期間が長期に及ぶと分割徴収の利点よりも分割による徴収リスクが大きくなり、徴収の向上に結びつくとは限らない。また、1人の納付義務者に対して何回も徴収事務を行うことは、たいへん大きな負担となってくる。

※アンケート調査結果

徴収方法の区分

一括払いのみ	120団体	8.3%
分割払いのみ	13団体	0.9%
一括・分割併用	1,347団体	93.1%
その他	6団体	0.4%

(有効回答1,486団体)

メモ

9. H項目 一括納付報奨金制度

・分割納入方式を採用している場合で、受益者負担金が一括納付されたときは、一括納付報奨金を交付する市町村が多い。この場合の方法には、

① 報奨金の率を固定する方法

期別負担金額^(注)×前納報奨金率×前納月(回)数

注) 報奨金率は、4%、5%、5.3%、10%、20%等と様々である。

② 前納回数で割引率を変動させる方法

5年分一括納付なら10%、それ以外は前納回数によって割引の率を変動させる方法である。

・支払い方法としては

ア あらかじめ一括前納の申し出を受けて報奨金額相当分を差し引いた額の納付書を発行して納入してもらう方法

イ 一旦全額納入してもらってから、改めて報奨金として支出する方法

・一括納付報奨金制度の有無

「有」 970団体

「無」 527団体 (有効回答1,497団体)

メモ

10. 1項目 減免制度

減免制度は、公共用地、公益施設等その他の理由から負担金を減額したり、一部又は全部を免除するもので、本来なら、建設財源として徴収すべきものであるが、公益性を認めて減額、免除する取扱い制度を設けている市町村が多い。

又、このほか、低所得者に対して減免制度を設ける例もある。

下水道事業受益者負担金減免の例

種 別	減免率 %	摘 要	
国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者	学校用地	75 小学校、中学校、高等学校、幼稚園等	
	社会福祉施設用地	75 保育所、老人憩いの家、養護施設等	
	公共用施設用地	75 公民館、自治会館、図書館、体育館等	
	公用施設	50 市役所、消防署、派出所、駐在所等	
	公営住宅用地	25 市営住宅、県営住宅等	
	上記以外の土地	市長が定める率	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	25	水道局（浄水場含む）、郵便局等	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	100	道路敷、公園広場用地、河川敷、公有水路敷等	
公の生活扶助を受けている受益者が所有している土地	100		
その状況により特に負担金を減免する必要があると認める土地に係る受益者	国、県又は市が指定する史跡、名勝の存する土地	100	
	公道に準ずる私道及び公有水路敷に準ずる水路	100	
	消防団が使用する施設用地	100	
	私立学校用地	75	
	社会福祉事業用地	75	
	鉄道用地	25 ～100	駅舎、プラットホーム等
	一定の地域の住民が公益目的のために共有し、又は使用している土地	75	集会所等

宗教法人法第2条に規定する宗教団体が使用する土地及びこれに類する土地	50 ～100	墓地、境内地等
農業用、灌漑用に供している土地	100	溜池、農水路
その他事情に応じ減免することが特に必要であると市長が認めた場合	市長が定める率	

※国有地等に対する下水道事業の受益者負担金の取扱について（抜粋）

（昭和40年3月建設省都市局長通達）

国有地等に対する負担金の取り扱いは、次のとおりとする。

国有地等に対する負担金としては、一般の土地の負担金の額に国有地利用種別ごとに、次の率を乗じた額を予算措置することとする。

- イ. 国立学校用地 25パーセント
- ロ. 国立社会福祉施設用地 25パーセント
- ハ. 警察法務収容施設用地 25パーセント
- ニ. 一般庁舎用地 50パーセント
- ホ. 国立病院用地 75パーセント
- ヘ. 企業用財産となっている土地 75パーセント
- ト. 有料の国家公務員宿舎用地 75パーセント
- チ. 普通財産である土地 100パーセント

負担金の減免は、主に公用用地、公用地等についてなされているが、その理由は公用用地、公用地等については下水道整備による利益の多くが、最終的には不特定多数の市民に還元されるからである。

※アンケート調査結果

減免制度における実施の有無

「有」 1, 321団体

「無」 121団体 （有効回答1, 442団体）

減免制度の項目別団体数

土地の地目・用途等			収入		下水道事業のための土地物件を提供した受益者	その他団体独自の制度	未記入
山林・農地等	公共用地等	その他	生活保護世帯	その他			
213	1253	1118	1214	202	695	1143	300

メモ

11. Jの項目 徴収猶予制度

徴収の実効性及び合理性確保のために、受益者負担金制度において徴収猶予制度を設けている市町村が多い。

猶予の条件としては、「受益者の状況」による場合と「土地等の状況」による場合の二とおりが考えられる。前者のケースとしては、受益者が災害を受けたようなケースであり、後者のケースとしては、宅地化するまでの農地のようなケースが考えられる。

下水道事業受益者負担金徴収猶予の例

徴収猶予項目	被害等の程度	猶予期間	摘要
生活困窮のため直ちに負担金を納付することが困難であると認められたとき		市長の認定する期間	
災害により土地又は家屋等に被害を受けたとき火災については焼失割合、震災、風水害については破壊割合	30%以上 50%未満	1年以内	公の罹災証明を添付すること
	50%以上 100%未満	2年以内	
盗難その他の事故にあつたとき	10万円以上 50万円未満	1年以内	警察の盗難証明を添付すること
	50万円以上	2年以内	
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は事故等の負傷により長期療養を必要とする場合	1年以上 3年未満	1年以内	医師の診断書を添付すること
	3年以上	2年以内	
対象となる土地又は建物が低地のため排水が困難であると見受けられるとき		排水が可能になるまでの期間	
現地の状況から公共ますが設置できないとき		設置されるまでの期間	
対象となる土地又は建物が裁判で係争中のとき		判決等により係争事由が解決するまでの期間	裁判中であることを証明する書類を添付すること
田畑、山林、池沼その他これらに準ずる土地の場合（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）		宅地として使用するまで、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間	
その他市長が特に必要と認めたとき		市長の認定する期間	

※アンケート調査結果

徴収猶予制度における実施の有無

「有」 1, 233 団体

「無」 215 団体 (有効回答1, 448 団体)

メモ

12. Kの項目 徴収推進策(一括納付報奨金制度を除く)

徴収推進策としては、一括納付報奨金制度を含め色々な方法があります。調査による実績の有無は、「有」の団体は1046団体で75.1%、「無」の団体が373団体26.8%となっている。内容別に見ると戸別訪問をする団体が最も多い。

徴収推進策の内容別団体数(複数回答)							
休日・夜間受付	戸別訪問	電話連絡	郵送通知	説明会開催	広報掲示	税別部門との連携	その他
117	816	721	743	158	144	238	21

メモ